配布資料2
子育て支援課

弘前市

子育てスマイル(住まいる)アップ補助事業

子育て家庭の新築・購入・リフォームへの補助を行います！

弘前市では、平成24年度から、子育てに適した住環境の創出と定住の促進を図るため、住宅の新築・購入やリフォームを行う方を対象に、かかる経費の一部を支援する事業をスタートします。

「子どもの出産や成長にあわせてリフォームしたい」「３世代で同居するために家を新築したい」などお考えの方は、ぜひこの機会に補助金を活用して、住宅の新築・購入やリフォームをしてみませんか？

※ この事業は社会・経済情勢や市の財政状況等を踏まえ、見直しを行いながら、平成27年度まで実施する予定です。

1．対象となる方

- 市内に住民登録している又は転入予定の方で、５年以上定住することを誓約する方。
- 市税を滞納していない方　(転入予定の方は、申請時に住民登録している市町村税を完納していること)
- 申請をしようとする年度の４月１日現在、満１８歳未満の子どもがいる世帯の方又は妊婦がいる世帯の方

2．対象となる住宅

補助金の対象となる住宅は、申請する方が居住する住宅で、かつ次のいずれかに該当する住宅です。

- １戸建て住宅
- 店舗等の併用住宅については、住宅部分のみ
- マンション等の共同住宅については専有部分

※ 申請する方ご本人、配偶者、またはそれぞれの直系親族（父母、祖父母）の方が、所有又は取得するものに限ります。

3．対象となる事業

補助金の交付の対象となる事業は、子育てしやすい環境づくりや子どもの生活環境の整備を目的とした新築・購入・リフォームで、次の条件をすべて満たす事業です。

- リフォーム工事は、１０万円以上の費用を要する工事であること（新築・購入の場合は、最低工事費の条件はありません）
- 補助金の交付決定後に着手する事業であること
- 交付決定を受けた年度の３月末日までに完了する事業であること

平成24年度は、交付決定後、早ければ７月上旬以降に着手していただけますが、平成25年３月31日までに完了することが条件となります。

- 市内施工業者が施工する事業であること

※ 公共事業の補償費の対象となるものや敷地造成等の外構工事など、事業の内容によっては補助対象外となることがあります。

4．補助限度額・補助率

新築・購入	一般枠	補助対象経費×3%（上限40万円）
	３世代枠	補助対象経費×5%（上限50万円）
リフォーム	一般枠	補助対象経費×20%（上限20万円）
	３世代枠	補助対象経費×30%（上限30万円）

● ３世代枠とは？

祖父母、親、子の３世代で新たに同居するための新築・購入・リフォームの場合に該当します。また、子どもの祖父母宅から概ね１㎞以内に新築・購入する場合も該当します。

5．平成24年度事前申込みについて

平成24年度は、次のとおり事前申込みを実施します。事前申込みは、補助金を申請できる方を選定するために実施するものです。事前申込みが多数となり、予算額を超えた場合は、抽選により決定します。

- 受付期間　平成24年５月１日（火）～　５月31日（木）
  ※ 土・日・祝日を除く。ただし５月26日（土）、27日（日）は受付します。
- 受付時間　８：３０ ～ １７：００
- 受付窓口　弘前市子育て支援課政策推進担当（市役所１階　窓口１０８番）

★ 活用例 ★

≪子どもの出産や成長のため～≫

- 子どもが生まれたので、子どもを育てやすい家を新築（購入）したい。
- 子どもが生まれ、家族が増えたので、今の住宅の部屋を一つ増やしたい。
- 子どもを育てるうえで、危険なところがあるので、家のバリアフリー化などの改修をしたい。
- 子どもが成長したので、そろそろ子どもの部屋を与えたい。
- 家族でゆっくり団らんするスペースをつくるために、住宅の改築をしたい。

≪３世代で同居するため～≫

- 現在、２世代（父、母、子）で暮らしているが、夫婦共働きで、子どもにさみしい思いをさせているので、子どものためにも、近くに住む祖父母と３世代で暮らすことにしたが、家が狭く、新築（購入）または増改築したい。

≪転勤等により弘前市に転入することに～≫

- 仕事で弘前市にUターンすることになったので、新たに家を新築したい。
- 転勤のため、家族で弘前市の実家で生活することにしたが、子どもも成長し家が狭いため、増築したい。

リフォームにかかる補助対象工事・補助対象外工事一覧

○：対象となる工事
△：全部又は一部が対象とならない工事
×：対象とならない工事

No.	対象	工事の内容	備　考
1	○	住宅の増改築	子ども部屋を作るための増改築 新たに３世代で暮らすための増改築など
2	○	屋根の葺替・塗装など	
3	○	外壁の張替・塗装など	
4	○	部屋の新設・間仕切りの変更	
5	○	壁紙や床の張替えなどの内装工事	
6	○	窓・ガラスと取付・交換	
7	○	室内の建具等の交換	
8	○	外壁・屋根・天井の断熱化工事	
9	○	バルコニーや雪止めの設置	
10	○	畳の取替え（表替えを含む）	
11	○	風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事	
12	○	給水・ガス配管工事	外部配管工事含む
13	○	給湯設備機器の設置	
14	○	その他、市長が認める工事	
15	△	車庫・物置の設置及び増改築	住宅とは別棟に設置する場合は対象外
16	△	室内カーテン取付・取替え（カーテンレールの取付含む）	増改築や内装工事等と一体であれば可
17	△	住宅の解体工事（全部・一部）	増改築・リフォーム工事が伴えば可
18	△	バリアフリー改修（手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など）	県や市の同様の助成制度の対象となる工事を除く （介護保険及び障がい者施策で実施する住宅改修の対象）
19	△	融雪工事	県や市の同様の助成制度の対象となる工事を除く （弘前市融雪装置設置資金貸付制度、安全安心住宅リフォーム促進支援事業の対象）
20	△	耐震補強・改修工事	県や市の同様の助成制度の対象となる工事を除く （安全安心住宅リフォーム促進支援事業の対象）
21	△	下水道への接続工事	県や市の同様の助成制度の対象となる工事を除く （水洗トイレ改造等資金の融資あっせん・報奨金制度の対象）
22	△	合併浄化槽の設置のための工事	県や市の同様の助成制度の対象となる工事を除く （弘前市浄化槽整備事業費補助金の対象）
23	×	造園、門扉、ブロック塀等の外構工事	住宅ではないので対象外
24	×	公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事	

【手続きの流れ】

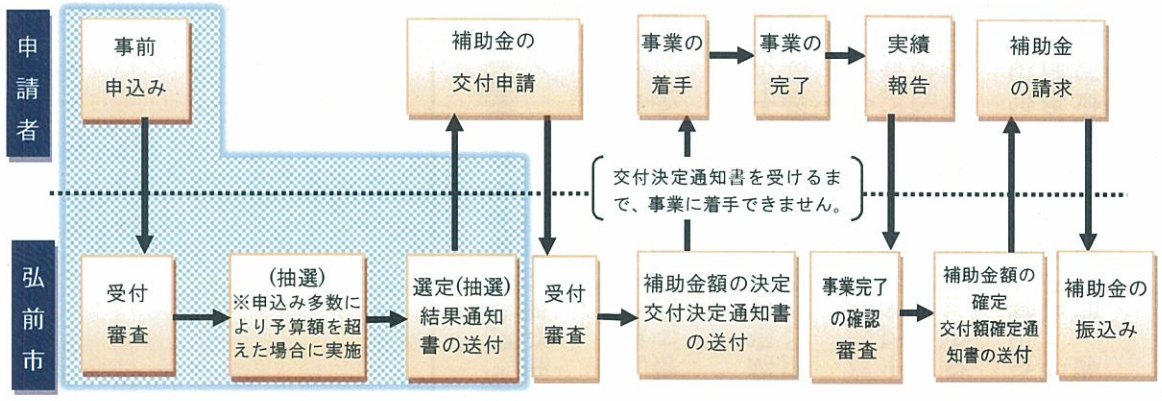

注意事項

※ 交付決定前に着手した事業は対象となりません。
※ 事業に要する経費のうち、土地の購入費や工事用機械の購入にかかる経費などは対象となりません。
※ 補助金の交付回数は、同一人及び同一住宅につき１回に限ります。
※ 交付条件に該当しなくなった場合や、事業完了後から５年間に市外へ転出した場合又は補助金の交付を受けた住宅を処分した場合には、交付された補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

申請受付 問い合わせ先

弘前市健康福祉部 子育て支援課 政策推進担当
弘前市役所本庁舎１階（弘前市大字上白銀町１－１）
TEL：0172-35-1111（内線 324）
FAX：0172-39-7003